第107期
定時株主総会 招集ご通知

AWA
阿波製紙株式会社

日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時

場所

徳島市寺島本町西１丁目61番地
JRホテルクレメント徳島 4F
クレメントホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　取締役６名選任の件

第２号議案　監査役１名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

第４号議案　取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件

郵送による議決権行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後５時15分到着分まで

※ご出席株主様へのお土産の配布は
中止させていただきます。

目 次

- 第107期定時株主総会招集ご通知 …… 1
- 株主総会参考書類 …… 3
- 事業報告 …… 13
- 連結計算書類 …… 34
- 計算書類 …… 37
- 監査報告 …… 40

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、なるべくご来場をお控えいただき、議決権行使書による議決権の事前行使をお願い申しあげます。ご来場いただいた場合でも、発熱などの症状がある場合や当社の感染防止対策にご協力いただけない場合は、入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（https://www.awapaper.co.jp/）においてお知らせいたします。

証券コード 3896

証券コード　3896
2021年6月4日

株　主　各　位

徳島市南矢三町三丁目10番18号
阿　波　製　紙　株　式　会　社
取締役社長　三　木　康　弘

第107期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第107期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2021年6月25日（金曜日）午前10時

2．場　　所　徳島市寺島本町西1丁目61番地
ＪＲホテルクレメント徳島　４Ｆ　クレメントホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
ご出席株主様へのお土産の配布はございませんのでご了承ください。

3．目的事項

報告事項
1．第107期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第107期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案　取締役６名選任の件
第2号議案　監査役１名選任の件
第3号議案　補欠監査役１名選任の件
第4号議案　取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、①連結計算書類の「連結注記表」、②計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.awapaper.co.jp/）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し、監査をした書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.awapaper.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の２つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日時
2021年6月25日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（下記の行使期限までに到着するようご返送ください）



行使期限　**2021年6月24日（木曜日）午後５時15分到着分まで**

議決権行使書のご記入方法

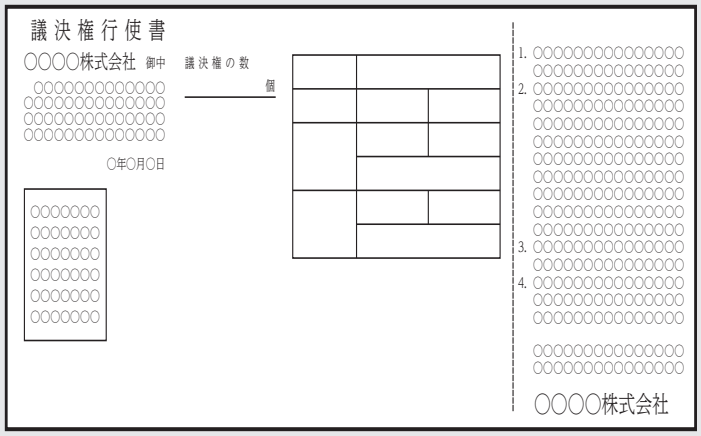

※議決権行使書はイメージです。

第１号議案について

全員賛成の場合→**賛**に○印
全員反対の場合→**否**に○印
一部候補者に反対の場合→**賛**に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

第２号議案・第３号議案・第４号議案について

賛成の場合→**賛**に○印
反対の場合→**否**に○印

株主総会参考書類

第１号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役６名(うち社外取締役２名)の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位	
1	三木（みき） 康弘（やすひろ）	代表取締役社長	再任
2	長尾（ながお） 浩志（ひろし）	取締役専務執行役員	再任
3	三木（みき） 富士彦（ふじひこ）	取締役上席執行役員品質保証部長	再任
4	岡澤（おかざわ） 智（さとる）	取締役上席執行役員経営管理部長	再任
5	松重（まつしげ） 和美（かずみ）	社外取締役	再任 社外 独立
6	國原（くにはら） 惇一郎（じゅんいちろう）	社外取締役	再任 社外 独立

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名（ふりがな）
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位および担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>三木 康弘（みき やすひろ）
（1963年11月20日生）
再任</td><td>1992年10月　当社入社
1992年12月　当社代表取締役社長（現任）
1994年８月　Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Chairman（現任）
2003年４月　阿波製紙（上海）有限公司　董事長（現 阿波濾材（上海）有限公司）
2014年４月　阿波製紙（上海）有限公司　董事（現任）
2020年６月　CEO（最高経営責任者）、CIO（最高情報責任者）（現任）
（重要な兼職の状況）
Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Chairman
一般社団法人徳島ニュービジネス協議会　会長</td><td>305,003株</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔取締役候補者とした理由〕
三木康弘氏は、当社において、常に高いビジョンを持ち、長年にわたり代表取締役として強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの成長と企業価値の向上に尽力しております。同氏が引き続き取締役の任にあたることが必要であると判断し、取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>長尾 浩志（ながお ひろし）
（1957年11月16日生）
再任</td><td>1980年４月　当社入社
2002年４月　当社研究開発部長
2004年４月　当社執行役員研究開発部長
2005年４月　当社常務執行役員研究開発部長
2007年４月　当社執行役員生産管理部長
2008年４月　Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Managing Director
2008年６月　当社取締役
2012年６月　当社取締役常務執行役員生産管理部長
2013年４月　阿波製紙（上海）有限公司　董事（現任）（現 阿波濾材（上海）有限公司）
2015年４月　当社取締役専務執行役員（現任）
2020年６月　CTO（最高技術責任者）、CPO（最高購買責任者）（現任）
社長補佐　事業継続マネジメント・安全衛生マネジメント担当（現任）</td><td>7,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔取締役候補者とした理由〕
長尾浩志氏は、研究開発、生産分野に精通し、また海外子会社の社長経験を有しており、専務執行役員として生産部門、研究開発部門等幅広く統括し、当社グループの企業価値の向上に努めております。同氏が引き続き取締役の任にあたることが必要であると判断し、取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位および担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>三木 富士彦
（1965年12月31日生）
再任</td><td>1997年10月 当社入社
1998年12月 当社取締役
2000年６月 当社取締役阿南工場長
2003年４月 当社取締役技術部長
2005年２月 阿波製紙（上海）有限公司　董事総経理
（現 阿波濾材（上海）有限公司）
2011年４月 Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Director
2011年６月 当社取締役執行役員営業部長
2011年10月 阿波製紙（上海）有限公司　董事
2012年６月 当社取締役常務執行役員営業部長
2014年４月 阿波製紙（上海）有限公司　董事長（現任）
2014年４月 当社取締役常務執行役員国際事業部長
2018年６月 当社取締役上席執行役員フィルターメディア事業部長
2019年６月 当社取締役上席執行役員品質保証部長（現任）
2020年６月 CQO（最高品質責任者）（現任）
SDGs・品質マネジメント・環境マネジメント・見える化改善活動担当（現任）</td><td>617,192株</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔取締役候補者とした理由〕
三木富士彦氏は、当社および当社グループにおいて、長く海外事業分野に携わり豊富な経験と実績を有しており、品質保証を統括する取締役として品質の向上に向けた意識改革に取り組み、当社グループの企業価値向上に努めております。同氏が引き続き取締役の任にあたることが必要であると判断し、取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>岡澤 智
（1963年８月７日生）
再任</td><td>1986年３月 当社入社
2008年10月 当社経営管理部長
2009年５月 阿波製紙（上海）有限公司　監事（現任）
（現 阿波濾材（上海）有限公司）
2011年６月 当社執行役員経営管理部長
2012年６月 当社執行役員経営企画室長
2017年６月 当社取締役執行役員経営管理部長
2018年６月 当社取締役上席執行役員経営管理部長
2019年４月 当社取締役上席執行役員
2020年６月 CFO（最高財務責任者）（現任）
リスクマネジメント・コンプライアンス・IT・関係会社担当（現任）
2021年２月 当社取締役上席執行役員経営管理部長（現任）</td><td>9,100株</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔取締役候補者とした理由〕
岡澤 智氏は、当社において、経理・財務・経営企画分野での豊富な経験と見識を有しており、管理部門を統括する取締役として経営管理体制の強化に取り組み、当社グループの企業価値向上に努めております。同氏が引き続き取締役の任にあたることが必要であると判断し、取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位および担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>松重和美
（1947年8月15日生）
再任 社外 独立</td><td>1975年8月　九州大学工学部助手
1990年5月　同大学工学部教授
1993年3月　京都大学大学院工学研究科電子工学専攻教授
1996年7月　同大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー施設長
2001年4月　同大学国際融合創造センター長
2002年4月　同大学工学研究科インテックセンターナノ工学高等研究院長
2004年4月　同大学副学長
2005年4月　同大学国際イノベーション機構長
2012年4月　同大学名誉教授（現任）
龍谷大学理工学部特別任用教授
2012年6月　ニチコン株式会社社外取締役（現任）
2013年4月　四国大学・四国大学短期大学部学長（現任）
2016年6月　当社取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
京都大学　名誉教授
四国大学・四国大学短期大学部　学長
ニチコン株式会社　社外取締役</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕
松重和美氏は、大学教授として応用物理学、電気電子工学等の研究を続けるなかで培われた高い見識と大学の学長としての豊富な経験や他社の社外役員としての企業経営の知見や経験を有しております。引き続き業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から、当該見識や経験を活かして、特に研究・技術開発について、専門的な助言・提言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者としました。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>國原惇一郎
（1947年4月23日生）
再任 社外 独立</td><td>1973年4月　蝶理株式会社入社
1998年5月　同社産地事業部門　業務企画室統轄部長
2001年6月　同社取締役審査部長
2002年6月　同社取締役経営政策室長
2004年6月　同社常務取締役
2005年1月　同社代表取締役常務
2006年6月　同社代表取締役専務
2008年6月　同社代表取締役副社長
2013年6月　同社相談役
2020年6月　当社取締役（現任）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕
國原惇一郎氏は、経営者として中期経営計画の策定や財務体質の強化・収益力の向上など企業統治・経営企画分野全般に携わるなかで培われた高い見識と豊富な経験を有しております。引き続き業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から、当該見識や経験を活かして、特に経営管理全般について、助言・提言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

（注）1．取締役候補者三木康弘氏は、Thai United Awa Paper Co.,Ltd.のChairmanを兼務しており、当社と同社との間に営業上の取引関係があります。その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．松重和美氏および國原惇一郎氏は、社外取締役候補者であります。

3．松重和美氏および國原惇一郎氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって松重和美氏が５年、國原惇一郎氏が１年となります。

4．当社は、松重和美氏および國原惇一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

5．松重和美氏は、2012年6月からニチコン株式会社の社外取締役を務めておりますが、同社は2015年12月以降、過去に独占禁止法および各国競争法に違反したとして、各国の司法当局から排除措置命令等を受けております。同社はこれを不服として取消訴訟を提起するなど、現在も審理が継続しております。同氏は、当該命令における調査を受けるまで発生事案の内容を認識しておりませんでしたが、日頃から法令の遵守の視点に立った意見を述べておりました。排除措置命令等受領後は取締役会等においてコンプライアンス体制の一層の強化を求めるなど、その職責を果たしております。

6．当社は、松重和美氏および國原惇一郎氏との間で会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額としており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間で本契約を継続する予定であります。

7．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、その業務につき行った行為に起因して損害賠償請求されたことにより被る損害を当該保険によって填補することとしております（ただし、法令に違反することを認識しながら行為を行った場合等を除く。）。保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2021年８月に更改を予定しております。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役吉井康夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
工藤誠介（くどうせいすけ） (1964年１月13日生) 新任　社外　独立	1988年10月　太田昭和監査法人入所 （現 ＥＹ新日本有限責任監査法人） 1992年８月　公認会計士登録 1993年９月　同監査法人退所 1994年５月　税理士登録 1995年６月　渦潮監査法人代表社員（現任） 2002年５月　税理士法人ひまわり会計事務所代表社員（現任） 2007年６月　ニホンフラッシュ株式会社社外監査役 2008年６月　株式会社デンタス社外監査役（現任） 2020年６月　ニホンフラッシュ株式会社取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 税理士法人ひまわり会計事務所　代表社員 ニホンフラッシュ株式会社　取締役（監査等委員） 株式会社デンタス　社外監査役 渦潮監査法人　代表社員	－株
〔社外監査役候補者とした理由〕 工藤誠介氏は、長年にわたる公認会計士として培われた財務・会計に関する専門的な知識や豊富な経験に加え、他社の社外監査役としての企業経営の知見や経験を有しており、外部の視点から当社経営を監査していただくことに適任と判断し、社外監査役候補者としました。		

（注）１．工藤誠介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．工藤誠介氏は、社外監査役候補者であります。
３．当社は、工藤誠介氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
４．当社は、工藤誠介氏との間で会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額であります。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が、その業務につき行った行為に起因して損害賠償請求されたことにより被る損害を当該保険によって填補することとしております（ただし、法令に違反することを認識しながら行為を行った場合等を除く。）。保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。工藤誠介氏が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2021年８月に更改を予定しております。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

2018年６月27日開催の第104期定時株主総会において補欠監査役に選任された竹内洋一氏から、本定時株主総会終結の時をもって補欠監査役を辞退したい旨の申し出がありましたので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
孝志洋平（たかしようへい） (1977年８月４日生) 新任　社外　独立	2008年10月　新日本有限責任監査法人入所 （現 ＥＹ新日本有限責任監査法人） 2011年９月　公認会計士登録 2013年６月　同監査法人退所 2013年12月　税理士登録 2018年６月　さくら税理士法人代表社員（現任） 2020年４月　渦潮監査法人代表社員（現任） （重要な兼職の状況） さくら税理士法人　代表社員 渦潮監査法人　代表社員	－株
〔補欠社外監査役候補者とした理由〕 孝志洋平氏は、長年にわたる公認会計士として培われた財務・会計に関する専門的な知識や豊富な経験を有しており、外部の視点から当社経営を監査していただくことに適任と判断し、補欠社外監査役候補者としました。		

（注）１．孝志洋平氏は、当社税務顧問先であるさくら税理士法人の代表社員であります。

２．孝志洋平氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．当社は、孝志洋平氏が就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

４．当社は、孝志洋平氏が選任された場合には、同氏との間で会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、補欠監査役から正式な社外監査役への就任を条件とする会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額であります。

５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が、その業務につき行った行為に起因して損害賠償請求されたことにより被る損害を当該保険によって填補することとしております（ただし、法令に違反することを認識しながら行為を行った場合等を除く。）。保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。孝志洋平氏が就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2021年８月に更改を予定しております。

第４号議案　取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件

当社は、2016年６月28日開催の第102期定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションの具体的な内容および2008年６月30日開催の第94期定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬限度額年額240百万円以内の内枠にて取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額30百万円以内の範囲で割り当てることをご承認いただき、今日に至っております。

本年３月１日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」により、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの具体的な内容について株主総会の承認を得ることが求められたことから、改めて、取締役の報酬限度額年額240百万円以内の内枠にて取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額30百万円以内の範囲で割り当てることおよびその具体的な内容について、ご承認いただきたいと存じます。

なお、本件ストック・オプションとしての新株予約権については、その割り当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みにかえて、本議案によるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（社外取締役を除く。）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることといたします。また、第１号議案が原案どおりご承認いただけますと対象となる取締役は４名となります。各取締役への支給時期および配分については取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本議案における株式報酬型ストック・オプションの具体的な内容は、2016年６月28日開催の第102期定時株主総会において承認された内容について「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」で明確化された要件を補充するものであり、内容を変更するものではございません。

１．ストック・オプションとしての新株予約権の割り当てを相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、中長期的な業績向上と企業価値向上への意欲や士気を高めることを目的として、退職時の行使を条件とした株式報酬型ストック・オプションを付与いたしたいと存じます。

本件ストック・オプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たり行使価額を１円とする株式報酬型ストック・オプションであり、付与する株式の個数は、役位、職責等に応じて決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

２．取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容

（１）新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、10株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数は調整されるものとする。

交付を受けることができる株式の上限は、1年間で53,850株とする。ただし、上記の株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

（2）新株予約権の総数

新株予約権の上限は1年間で5,385個とする。ただし、前項（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

（3）新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から25年以内で、当社取締役会が定める期間とする。

（6）新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、前項（5）の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または子の1名（以下、「相続継承人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続継承人は、一定の条件のもと、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
その他の行使の条件は、当社取締役会において定めることとする。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

（8）当社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、当社と新株予約権者との間に締結される契約の定めにより、新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転契約の承認の議案が当社の株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認がされた場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

（9）新株予約権のその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会において定めることとする。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から大幅なマイナス成長となりましたが、各国の経済政策の下支えなどにより、持ち直しの動きが続くものの、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

世界の自動車販売台数は、世界各地で下期より回復しているものの新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け前年に比べ減少いたしました。こうした状況のもと、当社グループの関連市場である自動車部品業界でも需要は大きく減少しましたが、販売台数の回復により徐々に需要は回復しております。水処理関連市場においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けましたが、需要は概ね堅調に推移しました。

当社グループは、このような事業環境下において、拡販活動と新市場の開拓に努めるとともに、原価低減や固定費削減、間接部門の業務効率の向上等に取組みましたが、新型コロナウイルス感染症拡大等による受注減少の影響は大きく、利益を確保することはできませんでした。

その結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は12,551百万円（前年同期比2,802百万円減、18.3％減）、営業損失は153百万円（前年同期は営業利益246百万円）、経常損失は114百万円（前年同期は経常利益281百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は徳島事業所の減損損失も加わり444百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失33百万円）となりました。

当連結会計年度の主要な品目別売上高の状況につきましては、次のとおりであります。

品目の名称	当連結会計年度 （自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）	
	金額（百万円）	前連結会計年度比（%）
自動車関連資材	6,623	77.9
水処理関連資材	4,774	85.7
一般産業用資材	1,152	89.9
合計	12,551	81.7

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は、498百万円であります。

その主なものは次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

ロ．当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

当社阿南事業所　　生産設備の改造等

ハ．当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、安定した運転資金確保のため、金融機関より長期借入金として1,500百万円、短期借入金として500百万円の調達を行いました。

なお、効率的な運転資金の調達のため、取引銀行1行との間でコミットメントライン契約を締結し、1,000百万円の資金調達枠を確保しておりますが、当連結会計年度末日における借入残高はありません。

⑵ 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区　分	第104期 (2018年3月期)	第105期 (2019年3月期)	第106期 (2020年3月期)	第107期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高(百万円)	16,083	16,158	15,353	12,551
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△1,219	36	△33	△444
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△122.24	3.65	△3.37	△44.59
総資産(百万円)	16,816	16,627	16,840	15,739
純資産(百万円)	6,474	6,462	6,633	6,101
1株当たり純資産額(円)	481.71	475.18	475.31	423.73

(注)　1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区　分	第104期 (2018年3月期)	第105期 (2019年3月期)	第106期 (2020年3月期)	第107期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高(百万円)	12,861	12,935	11,788	9,761
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△1,229	171	△306	△578
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△123.23	17.20	△30.71	△57.95
総資産(百万円)	13,046	12,794	12,765	12,078
純資産(百万円)	4,129	4,229	3,861	3,303
1株当たり純資産額(円)	411.75	420.58	382.62	326.71

(注)　1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

⑶ 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
Thai United Awa Paper Co.,Ltd.	タイ国	341,250千バーツ	48.7%	エンジン用濾材、鉛蓄電池用セパレータ原紙などの製造および販売
阿波濾材（上海）有限公司	中国	25,000千米ドル	97.6%	エンジン用濾材の販売

⑷ 対処すべき課題

当連結会計年度における世界経済は、一部で持ち直しの動きがあるものの、長期化する新型コロナウイルス感染症の流行のなか、先行きが不透明な状況が続いております。自動車関連資材は回復基調にあるものの当面は需要の回復が遅れ、水処理関連資材においては需要が堅調に推移する中で激しい競争の継続が予想されます。

このような著しい事業環境変化の中、当社グループは事業の拡大と収益構造の改善に向け、以下の事項を主要な課題として認識し、今後の事業展開を図ってまいります。

① 基盤事業の強化

基盤事業である水処理関連資材については、伸びていく市場に対し高品質と安定供給により競争力優位を更に高めるため、生産力増強と営業力の強化を行ってまいります。

② 新事業の創出

自動車における動力源の電動化や電子機器の小型化・高性能化、居住空間におけるエネルギー効率の最大化に向けたサーマルマネジメント課題の要求を受け、当社では断熱・熱伝導などの機能をもつサーマルマネジメント材料「M-thermo」の開発、ラインナップの拡充を行っております。

また、水資源問題が世界的に深刻化する昨今、水のリサイクル利用で水資源の保全と有効活用に貢献する廃水処理装置「M-fine」および独立水循環型快適トイレ「meguri」の新製品の開発に取り組み、グローバル展開やサービスの向上を図ってまいります。

③ アライアンスの戦略的活用

戦略的なアライアンスによる中核商品の事業基盤強化、コーポレートベンチャーキャピタル等の活用により、当社の技術と異業種・異分野がもつ技術の融合を図り、新事業創出および事業拡大に取り組んでまいります。

④ ブランド力の強化と展開

基盤事業である水処理関連資材の主力ブランド「PURELY」とコーポレートブランドのグローバル市場での更なる価値向上を図るため、高品質の追求や商品ラインナップの拡充に取り組んでまいります。また、新事業に向けたブランドである「M-fine」「meguri」「M-thermo」の効果的展開を図るため、市場ニーズに合致した商品開発やブランドの認知拡大に努めてまいります。

更に、デジタルツール等を活用した積極的な営業展開を行うと共に、ステークホルダーとの接点を強化し、長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

⑤ 生産性カイカクの実践

収益構造の改善と資本効率の向上を目的とし、生産プロセスにおけるコスト構造の改革と商品構成の見直し、更には全社的な間接業務の効率化、業務プロセスの見直しを進めております。生産工程においてはIoTの活用や改善活動のレベル向上によりコスト競争力強化に取り組んでおります。

また、DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、営業スタイルの変革や定型作業の自動化等により業務全般の更なる効率化を図ると同時に、持続的成長を支える人財の確保と育成を強化し、人財の高度化を図ることで効率的な経営資源の活用と経営基盤の強化に努めてまいります。

⑥ SDGsの効果的展開

当社は持続可能な社会の実現と利益追求の両立を目指し、優しい素材を使い、優しい機能を提供し、優しい社会を考え、事業目標を設定し達成を目指してまいります。

2021年度は、CO2削減へのチャレンジ、EV・水素社会に向けた技術革新、安全な水の普及と水資源の有効活用、資源循環の推進、働き方改革の推進等を方針に掲げ活動を行うとともに、社員一人一人の日々の活動がSDGsの実現につながるという意識を持ち、それぞれの実現に向け創意工夫して努力いたします。

SDGsの目指す未来の実現に、当社の事業・製品を通じて貢献し、企業価値の更なる向上と社会的課題の解決に向けた内部体制の整備・地域社会への貢献を推進してまいります。

なお、当期の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化等を総合的に勘案し、中間配当および期末配当ともに誠に遺憾ながら引き続き無配とさせていただきました。業績の回復・収益の向上を図り、早期の復配を目指してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事業	主要製品
機能紙・不織布の開発、製造・販売	エンジン用濾材 クラッチ板用摩擦材原紙 分離膜用湿式不織布

⑹ 主要な営業所および工場（2021年３月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社・徳島工場	徳島県徳島市
小松島工場	徳島県小松島市
阿南事業所	徳島県阿南市
東京支店	東京都中央区

② 子会社

名称	所在地
Thai United Awa Paper Co.,Ltd.	タイ国
阿波濾材（上海）有限公司	中国

（注）2017年２月９日開催の取締役会において、阿波濾材（上海）有限公司の解散を決議しております。

⑺ **使用人の状況**（2021年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
649名（17名）	15名減（5名減）

（注） 使用人数は就業人員（グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（再雇用者、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
423名（14名）	13名減（３名減）	40.7歳	18.1年

（注） 使用人数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数（再雇用者、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2021年３月31日現在）

① 企業集団の借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社阿波銀行	1,493百万円
株式会社みずほ銀行	1,319百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,071百万円
株式会社徳島大正銀行	646百万円

② 当社の借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社阿波銀行	1,493百万円
株式会社みずほ銀行	1,233百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,071百万円
株式会社徳島大正銀行	646百万円

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

⑴ 株式の状況（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　28,800,000株

② 発行済株式の総数　　10,172,676株（自己株式193,932株を含む。）

③ 株主数　　2,657名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社徳応舎	2,020	20.24
三木産業株式会社	1,046	10.48
株式会社日伸	800	8.02
三木富士彦	617	6.19
株式会社マーレフィルターシステムズ	413	4.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	314	3.16
三木康弘	305	3.06
株式会社阿波銀行	296	2.98
東京濾器株式会社	288	2.89
丸紅株式会社	220	2.21

（注）　持株比率は、自己株式（193,932株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称（発行決議日）	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たりの行使価額	新株予約権の権利行使期間	取締役の保有状況（保有者数）
第１回新株予約権（2016年６月28日）	2,210個	普通株式 22,100株	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	10円	2016年７月30日から 2036年７月29日まで	1,886個（３名）
第２回新株予約権（2017年６月27日）	2,070個	普通株式 20,700株	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	10円	2017年８月１日から 2037年７月31日まで	1,933個（４名）
第３回新株予約権（2018年６月27日）	1,995個	普通株式 19,950株	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	10円	2018年８月１日から 2038年７月31日まで	1,863個（４名）
第４回新株予約権（2019年６月26日）	2,772個	普通株式 27,720株	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	10円	2019年８月１日から 2039年７月31日まで	2,772個（４名）

（注）１．社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

２．新株予約権の目的となる株式の数は１個あたり10株であります。

３．新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

イ．新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものといたしております。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができるものといたしております。

ロ．その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものといたしております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	三木 康弘	CEO（最高経営責任者）、CIO（最高情報責任者） Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Chairman 一般社団法人徳島ニュービジネス協議会 会長
取締役	長尾 浩志	専務執行役員 CTO(最高技術責任者）、CPO（最高購買責任者） 社長補佐 事業継続マネジメント・安全衛生マネジメント担当
取締役	三木 富士彦	上席執行役員 品質保証部長 CQO（最高品質責任者） SDGs・品質マネジメント・環境マネジメント・見える化改善活動担当 阿波濾材（上海）有限公司 董事長
取締役	岡澤 智	上席執行役員 経営管理部長 CFO（最高財務責任者） リスクマネジメント・コンプライアンス・IT・関係会社担当 阿波濾材（上海）有限公司 監事
取締役	松重 和美	京都大学 名誉教授 四国大学・四国大学短期大学部 学長 ニチコン株式会社 社外取締役
取締役	國原 惇一郎	
常勤監査役	吉井 康夫	
監査役	岸 宏次	岸宏次税理士事務所 所長
監査役	内田 善久	七福トータルサポート株式会社 取締役（非常勤）

（注）1．取締役松重和美氏および國原惇一郎氏は、社外取締役であります。
2．監査役岸 宏次氏および内田善久氏は、社外監査役であります。
3．監査役岸 宏次氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．2020年６月25日開催の第106期定時株主総会終結の時をもって、田中健一氏は取締役を任期満了により退任いたしました。

5．2020年６月25日開催の第106期定時株主総会において、國原惇一郎氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
6．取締役岡澤 智氏は2021年２月１日付で、経営管理部長に就任いたしました。
7．当社は、取締役松重和美氏および國原惇一郎氏ならびに監査役岸 宏次氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8．2018年６月27日開催の第104期定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項に定める補欠監査役として竹内洋一氏が選任されております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等

イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その内容は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役の報酬は、経営理念に沿って、継続的な企業価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの動機づけとしてふさわしいものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額および付与の時期または条件の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の現金報酬とする。基本報酬の金額は、業績の結果および予想、役位、職責を基に、業界や同規模の他社の水準、社会情勢等を総合的に勘案して決定する。

c. 株式報酬の内容、その額または算定方法、および付与の時期または条件の決定に関する方針

取締役の企業業績向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的として、業務執行を担う取締役に株式報酬型ストック・オプションを原則として毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責等を踏まえて、取締役会において決定する。

d. 基本報酬の額および株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、当社と同規模の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は基本報酬を8割以上とする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役の個人別の基本報酬額については、取締役会の決議により全ての権限を委任された代表取締役および独立社外取締役が協議の上で決定する。

また、上記方針は、取締役会の決議に際し、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役の意見を聴取した上で作成し、決定しております。

ロ. 監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する事項

監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定については、監査役会において決議しており、その内容は次のとおりです。

監査役の報酬は監査役の独立性の確保の観点から、業績に左右されるものではなく、監査役会において、常勤・非常勤の別、取締役の報酬の水準等を勘案して決定するものとする。

ハ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2008年６月30日開催の第94期定時株主総会において、年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、６名です。

また、年額240百万円の内枠で、2016年６月28日開催の第102期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30百万円以内(社外取締役を除く。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、５名です。

監査役の報酬限度額は、2008年６月30日開催の第94期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名です。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長三木康弘氏および独立社外取締役松重和美氏、國原惇一郎氏に対し、各取締役の基本報酬額の決定を委任しております。

権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の役割や業務執行等について評価を行うには、業務執行を統括する代表取締役社長および独立社外取締役による協議の上で決定することが適していると判断したためです。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、業績と各役員の役割と責務等の多面的な観点からの協議により決定がされたこと、および取締役の個人別の報酬等の内容に関する方針と整合していることの報告を受け、協議の内容を確認した上で、個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しました。

ホ．取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	ストック・オプション	
取締役 （うち社外取締役）	86,040千円 (4,800千円)	86,040千円 (4,800千円)	－ (－)	7名 (3名)
監査役 （うち社外監査役）	15,500千円 (4,600千円)	15,500千円 (4,600千円)	－ (－)	3名 (2名)
合計 （うち社外役員）	101,540千円 (9,400千円)	101,540千円 (9,400千円)	－ (－)	10名 (5名)

（注）1．上表には、2020年6月25日開催の第106期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。

2．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

④ 社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

・取締役松重和美氏は、京都大学名誉教授および四国大学・四国大学短期大学部の学長ならびにニチコン株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と両大学および同社との間には、特筆すべき関係はありません。

・監査役岸 宏次氏は、岸宏次税理士事務所の所長を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には、特筆すべき関係はありません。

・監査役内田善久氏は、七福トータルサポート株式会社の取締役（非常勤）を兼務しております。なお、当社と同社との間には、特筆すべき関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

氏　　名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
松　重　和　美 （取　締　役）	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回全てに出席いたしました。取締役会では、大学教授として培われた高い見識と大学の学長としての組織運営、地域貢献等の経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から、積極的に意見を述べており、監督機能を果たしております。また研究・技術開発に関する審議および協議では、専門的な立場から、助言・提言等があり、重要な役割を担っております。
國　原　惇一郎 （取　締　役）	2020年６月25日就任以降、当事業年度に開催した10回の取締役会のうち10回全てに出席いたしました。取締役会では、経営者としての高い見識と豊富な経験に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から、積極的に意見を述べており、監督機能を果たしております。特に中期経営計画などの企業戦略に関する審議および協議では、豊富な経験から、当社の改善課題に対する有益な助言・提言等があり、重要な役割を担っております。
岸　　宏　次 （監　査　役）	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち13回出席し、主に当社とは利害関係のない見地から経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催した14回の監査役会のうち13回出席しており、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明がありました。
内　田　善　久 （監　査　役）	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回全てに出席し、主に当社とは利害関係のない見地から経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催した14回の監査役会のうち14回全てに出席しており、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明がありました。

⑷ 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

区　　分	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,300千円

(注) 1．連結子会社につきましては、現地にて公認会計士または監査法人に相当する資格を持った者により監査を受けております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、②の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3．会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、DX(デジタルトランスフォーメーション)推進に関する助言業務についての対価を6,300千円支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針

当社は、「内部統制システムの基本方針」を次のとおり取締役会において決議しております。

すべての阿波製紙グループの役員・使用人は、経営理念を規範として以下の方針に基づき行動することを宣言します。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、社会規範・道徳・良心そして法令などの遵守により公正かつ適切な経営を行う。

ロ．当社の役員は、この実践のため品質方針、環境方針、企業倫理規範、その他当社の定める規程に従い、阿波製紙グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。

② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、品質方針、環境方針、企業倫理規範、その他当社の定める規程の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。

ロ．阿波製紙グループの役員・使用人は阿波製紙グループ各社における重大な法令違反を発見した場合は、代表取締役、監査役、総務部担当役員または内部監査室に報告するものとする。総務部担当役員または内部監査室は、当該報告された事実についての調査を行い、コンプライアンス委員会による協議のうえ、必要と認める場合適切な対策を決定する。

③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。

④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処する。

ロ．組織横断的リスク状況の監視・全社的対応は総務部を主管部署とし、経営管理部他関連部署と連携して行う。

ハ．各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。

⑤　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務権限に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。

ロ．代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員に業務執行の決定を委任された事項については、稟議規程、職務権限規程に定める手続きにより必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。

ハ．取締役会の審議を更に活性化し、経営監督機能を強化するため、社外取締役を設置する。

⑥　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．代表取締役及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、それぞれの職務権限に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。

ロ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社の事業状況、財務状況、その他の重要な事項について、当社への定期的な報告を義務づける。

ハ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は経営管理部を主管部署とし、海外事業関連部署と連携してグループ会社の運営・財産・損益に多大な影響を及ぼす事象が発生していないか定期的にモニタリングを行う。

ニ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は３事業年度を期間とする連結ベースの中期経営計画及び各グループ会社ごとの年度事業計画を策定し、当該計画を具体化するため、当社において進捗状況の管理を行う。

ホ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はグループ会社へ取締役を派遣し、業務執行の状況について把握するとともに、当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、阿波製紙グループ各社に対する内部監査の実施または統括を行う。監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役の職務を補助する者として、必要に応じて、当社の使用人から監査役付を配置する。

ロ．監査役付の使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の人事に関する事項の決定は、監査役の同意を必要とする。

ハ．監査役の職務を補助すべき使用人は、監査要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令のみに従うものとする。

⑧ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

イ．代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況、内部統制システムの整備・運用状況の報告を行う。

ロ．取締役、執行役員及び使用人は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、または監査役が阿波製紙グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

⑨ 子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

イ．当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

ロ．当社の内部監査室及び総務部は定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンスの現状について報告する。

⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告に関連する部署の担当者に対し、対応上必要な場合を除き通報者・通報事項・調査内容等を他に一切開示しないこと及び違反した場合の就業規則上の処分について周知徹底を図る。

⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について費用の前払い等を請求した場合は、当社は監査役の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、その費用を負担する。

⑫　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役の半数以上は社外監査役とし、経営からの独立性を保ちつつ、的確な監査が実施できる体制とする。

ロ．監査役と代表取締役との間で定期的な意見交換を行う。

ハ．監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用する。

⑬　財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備・強化し、適切な運用を図り、その整備・運用状況を定期的に評価し、維持・改善に努める。

⑭　反社会的勢力排除に向けた体制

イ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を持たない経営姿勢を堅持する。

ロ．反社会的勢力及び団体からの不当要求等に対しては、警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密な連携のもと、毅然とした態度で組織的に対応する。

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要

当社は業務の適正を確保するための体制に基づき、社内体制を整備するとともに適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要については、以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行および効率性の確保について

当社はコーポレートガバナンス・コードを踏まえて取締役会を運営しております。

社内取締役と執行役員による経営会議にて業務執行に関する重要課題についての討議を行い、経営の諸課題に対応しております。

社外取締役は監査役と適宜連携をとり、審議の活性化や経営監督機能の一層の強化に努めております。

② 損失の危険の管理について

当社グループのリスク発生の未然の防止、事故発生時の対応のため、リスクマネジメント委員会を設け、想定されるリスクの発生頻度や重要度を考慮した優先リスクについて対応に取り組んでおり、取締役会に報告しております。

今期は特に新型コロナウイルス感染症対策として、社内で独自のガイドラインを定め、感染予防対策を徹底いたしました。

気候変動・災害等においては、BCP対応策として、大規模災害が発生した場合の被害に備え、重要業務の早期復旧に向けたBCP基本方針および計画を策定し、建屋・設備の対策を進めるとともに、各種訓練の実施および防災備品の拡充などを行っております。

③ コンプライアンスについて

コンプライアンス体制の強化・推進を図るため、コンプライアンス情報を年5回発信し、関係法令の研修など法令遵守の啓蒙に努めており、また、法令および社内規程等に違反する行為を対象とした内部通報制度を整備し、全従業員に周知を行っております。

コンプライアンスに関する討議を行うコンプライアンス委員会を年5回開催し、コンプライアンスに関する重要課題の討議や対策の決定を行うなど、コンプライアンス遵守の徹底を図っております。また、ハラスメント対策を中心とした管理者教育や若年層と交替勤務者への教育研修を実施しております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保について

当社グループ会社は関係会社管理規程に基づき財務状況等の重要な事項について、当社へ適時・定期的に報告を行っております。

また、所管部署より経営に影響を及ぼす事象の確認について定期的にモニタリングを行っているほか、内部監査室によるグループ会社の監査を定期的に実施しております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

監査役の取締役会への出席および常勤監査役による経営会議その他重要な会議への出席を通じ、経営の意思決定の過程および業務の執行状況を把握できる体制としており、監査役の職務を補助する者として、監査役付の使用人を配置しております。

また、監査役は内部監査部門から定期的に監査結果の報告を受けているほか、代表取締役との意見交換を年2回実施しており、経営幹部との意見交換や社外取締役との情報交換を必要に応じ実施しております。さらに会計監査人とは監査の過程で幅広く協議を行い連携しております。

⑥ 財務報告の信頼性および適正性の確保について

財務報告の信頼性に影響を及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施しております。

第106期有価証券報告書に添付しております「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」の記載事項の一部に原本と異なる箇所が発見され、訂正を行いましたが、再発防止に向け作成担当部署において業務改善を行っております。

⑦ 反社会的勢力排除について

取引先に対しては、定期的に外部調査機関を用いて反社会的勢力との関係の有無を調査しており、反社会的勢力でないことを確認しております。

反社会的勢力排除については、コンプライアンス研修等により社内教育を行っております。

（注） 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率につきましては、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,390,756**	**流動負債**	**4,912,894**
現金及び預金	635,760	買掛金	1,042,635
受取手形及び売掛金	2,442,323	電子記録債務	1,055,022
電子記録債権	700,894	短期借入金	1,381,302
商品及び製品	961,664	1年内返済予定の長期借入金	735,372
仕掛品	661,843	未払法人税等	17,934
原材料及び貯蔵品	850,827	賞与引当金	169,366
その他	173,289	その他	511,261
貸倒引当金	△35,847	**固定負債**	**4,724,863**
固定資産	**9,348,362**	長期借入金	3,467,794
有形固定資産	**8,800,301**	リース債務	36,729
建物及び構築物	3,186,229	再評価に係る繰延税金負債	373,873
機械装置及び運搬具	2,286,989	退職給付に係る負債	845,301
土地	2,723,631	資産除去債務	1,165
リース資産	46,566	**負債合計**	**9,637,757**
建設仮勘定	228,619	**純資産の部**	
その他	328,265	**株主資本**	**3,173,262**
無形固定資産	**13,317**	資本金	1,385,137
投資その他の資産	**534,743**	資本剰余金	1,375,899
投資有価証券	184,947	利益剰余金	526,886
繰延税金資産	14,630	自己株式	△114,661
その他	336,165	**その他の包括利益累計額**	**1,055,050**
貸倒引当金	△1,000	その他有価証券評価差額金	△15,109
		土地再評価差額金	836,565
		為替換算調整勘定	233,594
		新株予約権	**43,699**
		非支配株主持分	**1,829,349**
資産合計	**15,739,118**	**純資産合計**	**6,101,361**
		負債・純資産合計	**15,739,118**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**12,551,062**
売上原価		**10,662,390**
売上総利益		**1,888,671**
販売費及び一般管理費		**2,042,504**
営業損失		**153,832**
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,742	
受取ロイヤリティー	6,781	
為替差益	13,995	
助成金収入	124,936	
その他	17,569	170,024
営業外費用		
支払利息	42,726	
売上割引	4,934	
投資事業組合運用損	42,407	
持分法による投資損失	16,439	
その他	24,556	131,065
経常損失		**114,873**
特別利益		
固定資産売却益	824	
投資有価証券売却益	256	1,080
特別損失		
固定資産除却損	8,762	
減損損失	137,694	146,456
税金等調整前当期純損失		**260,249**
法人税、住民税及び事業税	52,610	
法人税等調整額	2,125	54,736
当期純損失		**314,986**
非支配株主に帰属する当期純利益		129,916
親会社株主に帰属する当期純損失		**444,902**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,385,137	1,375,899	971,788	△114,661	3,618,164
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△444,902		△444,902
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△444,902	－	△444,902
当期末残高	1,385,137	1,375,899	526,886	△114,661	3,173,262

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△35,463	836,565	323,766	1,124,869	43,699	1,846,743	6,633,476
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純損失							△444,902
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20,353		△90,172	△69,818		△17,394	△87,213
当期変動額合計	20,353	－	△90,172	△69,818	－	△17,394	△532,115
当期末残高	△15,109	836,565	233,594	1,055,050	43,699	1,829,349	6,101,361

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,605,617**	**流動負債**	**4,100,505**
現金及び預金	212,100	買掛金	819,276
受取手形	19,256	電子記録債務	1,055,022
電子記録債権	700,894	短期借入金	880,001
売掛金	1,868,633	1年内返済予定の長期借入金	735,372
商品及び製品	790,686	リース債務	34,454
仕掛品	588,165	未払金	286,203
原材料及び貯蔵品	383,815	未払費用	80,482
前払費用	11,632	未払法人税等	5,536
その他	66,281	賞与引当金	169,366
貸倒引当金	△35,847	その他	34,789
固定資産	**7,473,046**	**固定負債**	**4,674,319**
有形固定資産	**6,031,829**	長期借入金	3,467,794
建物	2,385,156	リース債務	36,729
構築物	51,054	再評価に係る繰延税金負債	373,873
機械及び装置	799,606	退職給付引当金	794,757
車両運搬具	8,463	資産除去債務	1,165
工具、器具及び備品	69,523	**負債合計**	**8,774,825**
土地	2,523,533	**純資産の部**	
リース資産	42,034	**株主資本**	**2,438,683**
建設仮勘定	152,454	**資本金**	**1,385,137**
無形固定資産	**13,109**	**資本剰余金**	**1,375,899**
ソフトウエア	6,672	資本準備金	1,375,899
その他	6,437	**利益剰余金**	**△207,692**
投資その他の資産	**1,428,107**	利益準備金	82,474
投資有価証券	184,947	その他利益剰余金	△290,166
関係会社株式	908,039	別途積立金	403,000
関係会社出資金	228,972	繰越利益剰余金	△693,166
保険積立金	80,816	**自己株式**	**△114,661**
その他	26,330	**評価・換算差額等**	**821,456**
貸倒引当金	△1,000	**その他有価証券評価差額金**	**△15,109**
		土地再評価差額金	**836,565**
		新株予約権	**43,699**
		純資産合計	**3,303,838**
資産合計	**12,078,663**	**負債及び純資産合計**	**12,078,663**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**9,761,358**
売上原価		**8,459,246**
売上総利益		**1,302,112**
販売費及び一般管理費		**1,788,637**
営業損失		**486,524**
営業外収益		
受取利息及び配当金	52,631	
受取ロイヤリティー	57,501	
助成金収入	124,936	
その他	38,431	273,501
営業外費用		
支払利息	28,138	
為替差損	2,284	
投資事業組合運用損	42,407	
その他	22,195	95,026
経常損失		**308,049**
特別利益		
投資有価証券売却益	256	256
特別損失		
固定資産除却損	8,615	
減損損失	137,694	
関係会社出資金評価損	16,439	
関係会社債権放棄損	80,754	243,504
税引前当期純損失		**551,297**
法人税、住民税及び事業税	26,971	26,971
当期純損失		**578,269**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,385,137	1,375,899	1,375,899	82,474	403,000	△114,897	370,577	△114,661	3,016,952
当期変動額									
当期純損失						△578,269	△578,269		△578,269
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△578,269	△578,269	－	△578,269
当期末残高	1,385,137	1,375,899	1,375,899	82,474	403,000	△693,166	△207,692	△114,661	2,438,683

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△35,463	836,565	801,102	43,699	3,861,754
当期変動額					
当期純損失					△578,269
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20,353		20,353		20,353
当期変動額合計	20,353	－	20,353	－	△557,916
当期末残高	△15,109	836,565	821,456	43,699	3,303,838

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

阿波製紙株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
高　松　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　誉一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　越智　慶太　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阿波製紙株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阿波製紙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又

は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

阿波製紙株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
高　松　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　誉一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　越智　慶太　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阿波製紙株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネットを経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

阿波製紙株式会社　監査役会

常勤監査役　吉井康夫　㊞

社外監査役　岸　宏次　㊞

社外監査役　内田善久　㊞

以上

メ　モ

株主総会会場
ご案内図

会場

徳島市寺島本町西1丁目61番地

JRホテルクレメント徳島 4F クレメントホール

TEL 088−656−3111（代表）

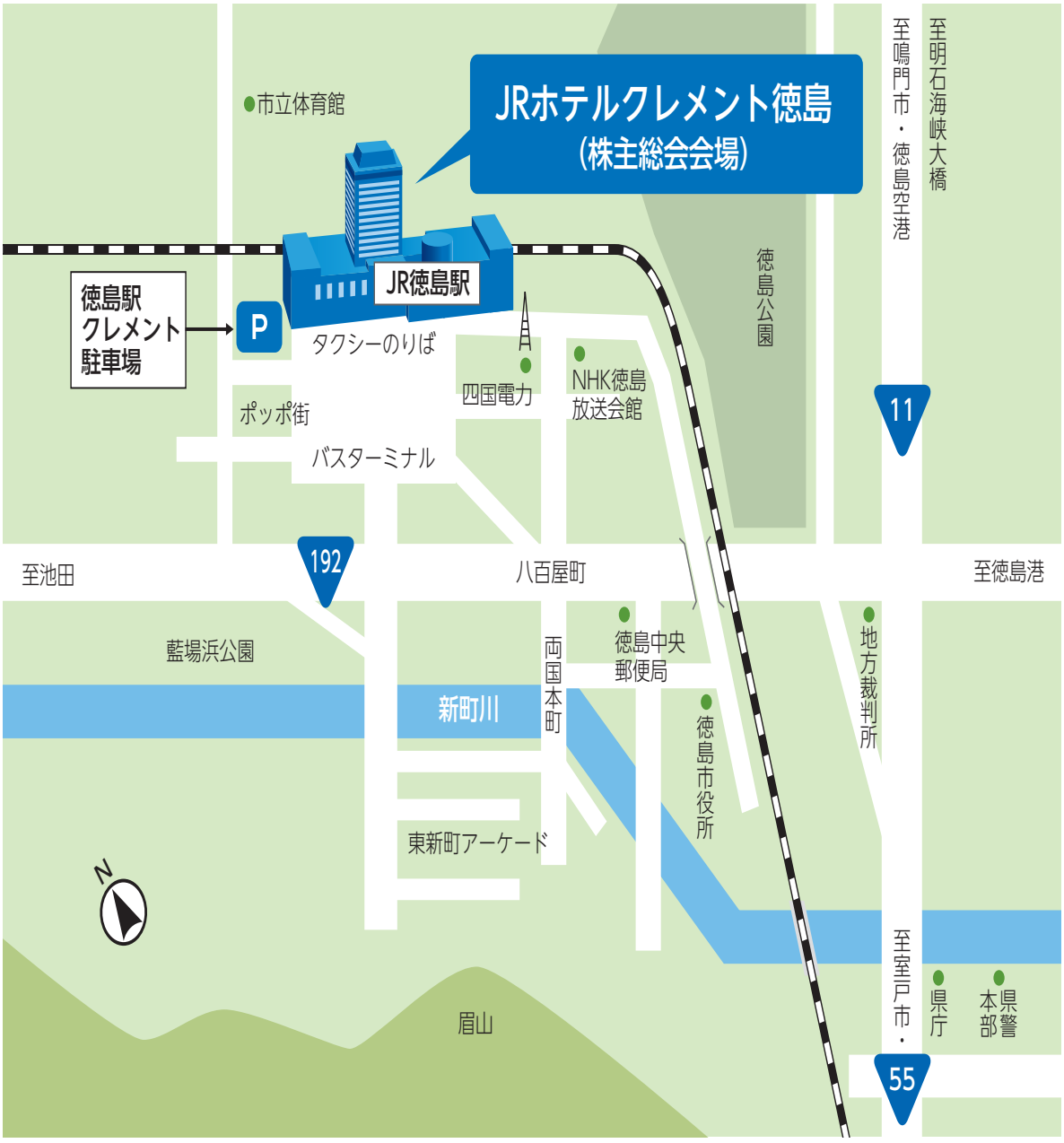

交通 JR徳島駅直結

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。